

令和3年1月8日（1月18日一部改訂）

利用者・関係各位

「緊急事態宣言」の再発令に伴う生涯学習プラザの対応について

（公財）川崎市生涯学習財団

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「緊急事態宣言」の再発令に伴い、住民の20時以降外出自粛の協力・要請等がなされたことを受け、川崎市の行政運営方針が示されました。

当財団も市の出資法人として、市の行政運営方針を基本として、この間、以下の通り対応いたします。利用者及び職員の感染リスクを軽減しながら事業を継続してまいりたく、利用者をはじめ関係各位にはご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 対応期間(当面) 令和3年1月12日(火)から2月7日(日)

2 生涯学習プラザ開館時間の時間短縮 20時閉館
＜貸館について＞

- ・会議室、101活動室については、20時以降の貸館を休止とします。
- ・フィットネスルーム、多目的ルーム、203活動室については19時以降の貸館を休止とします。(19時以降20時までの利用が必要な場合には、個別に対応させていただきます。)

※なお、利用料金は20時までのご利用であっても、所定の21時までの料金をお支払いいただくことになります。

＜窓口業務について＞

- ・8時30分～20時までに変更

3 貸館予約キャンセルについて

- 上記、貸館休止時間帯をすでにご予約いただいている利用者の皆様についてはキャンセルの手続き及びキャンセル料は不要です。
- 緊急事態宣言再発令の対応期間中については、新型コロナウイルス感染症を理由とするキャンセルについてはキャンセル料を不要といたします。ただし、所定のキャンセル手続きをお願いいたします。

4 財団主催事業

- ・感染拡大防止対策を講じ、引続き開催いたします。

5 その他

施設利用にあたっては、財団HP掲載の「利用者様へのお願い」(令和3年1月18日更新)にご協力いただき、感染防止対策の徹底をお願いいたします。